規 則 第 9 8 号 令和 5 年 9 月 1 5 日

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則を公布する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(指導書の交付)

第3条 市長は、条例第9条の規定による指導を書面で行うときは、指導書(様式第1)及び 指導書交付控(様式第2)を作成し、指導書交付控に当該指導を受けた者の署名を求めた 上で、指導書を当該指導を受けた者に交付するものとする。

(警告書の交付)

第4条 市長は、条例第10条の規定による警告を書面で行うときは、警告書(様式第3)及び警告書交付控(様式第4)を作成し、警告書交付控に当該警告を受けた者の署名を求めた上で、警告書を当該警告を受けた者に交付するものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第11条の規定による命令を行おうとする場合においては、当該命令を 受ける者に対し、告知・弁明書(様式第5)によりあらかじめその旨を告知するとともに、 弁明の機会を付与するものとする。この場合において、市長は、当該命令を受ける者に対 し告知・弁明書交付控(様式第6)に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとす る。

(命令書の交付)

- 第6条 条例第11条の規定による命令は、命令書(様式第7)により行うものとする。
- 2 市長は、条例第11条の規定による命令を行うときは、命令書交付控(様式第8)を作成 し、命令書交付控に当該命令を受けた者の署名を求めた上で、命令書を当該命令を受けた 者に交付するものとする。

(報告の徴収)

第7条 条例第12条の規定による報告の徴収は、報告要求書(様式第9)により行うものと する。

(客引き行為等対策指導員)

- 第8条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第12条の規定による報告の徴収、条例第13条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、鹿児島市客引き行為等対策指導員(以下「指導員」という。)を置く。
- 2 指導員は、市長が任命する。

(身分証明書)

- 3 指導員は、第1項の事務を行うときは、鹿児島市客引き行為等対策指導員証(様式第10)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第9条 条例第13条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第11)による。 (公表)
- 第10条 条例第14条第1項の規定による公表は、鹿児島市公告式条例(昭和42年条例第 2号)第2条第2項に定める掲示場への掲示、インターネットの利用その他の市長が適当と 認める方法により行うものとする。
- 2 条例第14条第1項第3号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 命令に違反することとなった行為に係る店舗の名称及び所在地
 - (2) 命令並びに当該命令の原因となる指導及び警告の対象となった行為に係る店舗の名称及び所在地

(意見陳述等の機会の付与)

- 第11条 市長は、条例第14条第2項の規定による意見の聴取は、当該公表の対象となる者に対し、次に掲げる事項を記載した公表通知・意見陳述書(様式第12)を交付することにより行うものとする。この場合において、市長は、当該公表の対象になる者に対し、公表通知・意見陳述書交付控(様式第13)に当該公表通知・意見陳述書を受領した旨の署名を求めるものとする。
 - (1) 公表しようとする事項
 - (2) 公表の根拠となる条例及び規則の条項
 - (3) 公表の原因となる事実
 - (4) 意見書の提出先
 - (5) 意見陳述等の期限
- 2 前項の規定による交付を受けた者は、公表に係る事実につき、書面又は口頭により意見を 述べ、及び証拠を提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者から、口頭により意見が述べられたと

きは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書(様式第14)を作成し、意見を陳述 した者に対して、その内容に誤りがない旨の署名を求めるものとする。

(土地等の所有者等への通知)

第12条 条例第15条の規定による通知は、所有者等通知書(様式第15)により行うものとする。

(過料)

- 第13条 市長は、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分を行おうとする場合は、 当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書によりあらかじめその旨を告知するとと もに、弁明の機会を付与しなければならない。この場合において、市長は、当該過料処分 を受ける者に対し、告知・弁明書交付控に当該告知・弁明書を受領した旨の署名を求める ものとする。
- 2 市長は、条例第19条及び第20条の規定による過料に処するときは、過料処分決定通知書(様式第16)を交付するものとする。この場合において、市長は、当該過料に処する者に対し、過料処分決定通知書交付控(様式第17)に当該過料処分決定通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。
- 3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、郵送その他の手段により、過料処分決定通知書の 受領が確認できる場合は、過料処分決定通知書交付控に過料処分決定通知書を受領した旨 の署名を求めることを省略することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

指 導 書

違反日時		年	月	目	午前	午後		時	分頃	
違反場所	鹿児島	市								
	住 (法人その他の)団体にあっては、主だ	戸斤 こる事務所の所在地)							
違反者	氏 (法人その他の	の団体にあっては、名	名 森及び代表者氏名)							
	生	年 月	日			年	月	日生	Ξ (歳)
	電	話番	号							
	店	舗のク	名 称							
違反行為に 係る店舗	所	在	地							
	電	話番	号							
違反事実	鹿児 禁止 (□客	第7条 (行為等の対 「禁止区域 待ち □勧 ※止区域内/	禁止に 或」と 誘 □ こおけ	関する条 いう。) 勧誘待ち る客引き	を 例第6条 において、 か) 行為を を 行為を 用	に規定 、 (□行 引いた営	った。 【 業の禁」	コ 行わせ 止)	·
指導事項	上記違	反事実に記	載の行為を	を中止	<u></u> し、今度	 き、同様の)行為を	<u></u> 行わない	いこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定(□第7条 □第8条)に違反した ため、同条例第9条の規定に基づき、上記のとおり指導します。

鹿児島市長

印

留意事項

- 1 この指導に従わず、あなたが禁止区域内において更に上記違反事実と同様の違反行為を行った場合は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第10条の規定に基づく警告の対象になります。
- 2 1の警告に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第11条の規定に基づく命令の対象になります。
- 3 2 の命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく公表及び同条例第19条の規定に基づく過料の対象になります。
- 4 あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この指導を受けたことについて、必ず雇用者に知らせてください。

指 導 書 交 付 控

違反日時		年	月	日	午前	 午後 		時	分頃	
違反場所	鹿児島	市								
	住法人その他の	団体にあっては、主	戸斤 たる事務所の所在地)							
違反者	氏 (法人その他の)団体にあっては、	名 名称及び代表者氏名)							
	生	年月	月日			年	月	ŀ	日生 (歳)
	電	話	番 号							
	店	舗の	名 称							
違反行為に 係る店舗	所	在	地							
71. 3 / H HIN	電	話	备 号							
違反事実	鹿児, 禁止 (□客	島市客引き 区域(以 ⁻ 引き □零 第8条(3	禁止区域内の き行為等の数 下「禁止区域 下待ち □勧 禁止区域内の 客引き行為。	禁止に 或」と 誘 □	関する名 いう。) 勧誘待ち る客引き	条例第69 において っ) 行為を き行為を	条に規定 、 と(□行 用いた営	fった。 営業の勢	□行わせ 禁止)	
指導事項	上記違	 反事実に言	記載の行為る	を中止	し、今月	 隻、同様 <i>0</i>	 D行為を	 行われ	ないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定(□第7条 □第8条)に違反した ため、同条例第9条の規定に基づき、上記のとおり指導します。

鹿児島市長

	,,	2 - 3 - 3	9 , 2 - 1 - 1 - 1 - 1	
署名				
l				
1				

備考

印

警告 書

違反日時		年	月	日	午前	午後	時	分頃	
違反場所	鹿児島市	î							
違 反 者	氏		所: る事務所の所在地) 名: 私及び代表者氏名)						
	生電	年 月 話 番	·			年	月	日生 (歳)
違反行為に 係る店舗	店所	舗のな	名 称 地						
	電	話 番	号						
違反事実	□条例第7条(禁止区域内における客引き行為等の禁止) 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等 禁止区域(以下「禁止区域」という。)において、 (□客引き □客待ち □勧誘 □勧誘待ち)行為を(□行った。□行わせた。) □条例第8条(禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止)								
警告事項			引き行為を 載の行為を					入らせた。 わないこと。	
あなたは、鹿 ことについて、 同条例第10条		年	_月日作	寸の指導	尊に従わ	が、更に			

留意事項

1 この警告に従わず、あなたが禁止区域内において更に上記違反事実と同様の違反行為を行った場合は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第11条の規定に基づく命令の対象になります。

鹿児島市長

- 2 1 の命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく公表及び同条例第19条の規定に基づく過料の対象になります。
- 3 あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この警告を受けたことについて、必ず雇用者に知らせてください。

警告 書交付控

違反日時	年	月	日	午前	•	午後		時	分頃	
違反場所	鹿児島市									
	住 (法人その他の団体にあっては、主対 氏 (法人その他の団体にあっては、4	名								
違反者	生年月					年	月		日生 (歳)
	電話番	号								
	店舗のっ	名 称								
違反行為に 係る店舗	所 在	地								
	電話番	号								
違反事実	□条例第7条(禁止区域内における客引き行為等の禁止) 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等 禁止区域(以下「禁止区域」という。)において、 (□客引き □客待ち □勧誘 □勧誘待ち)行為を(□行った。□行わせた。) □条例第8条(禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止)									
	禁止区域内で名									
警告事項	上記違反事実に記	!載の行為を	を中止	し、今ん	度、	同様の	行為を	行わ	っないこと。	
ことについて、	児島市客引き行為。 年 の規定に基づき、_	_月日	付の指	導に従	わず					
				鹿児	記島 ī	市長				
上記のとおり警	5告を受け、これを	受領しま	した。	今後に	t, [司条例	に違反	こする	う行為を行り	いません。
署名										

備考

告知 • 弁明書

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

印

あなたが行った違反行為は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)に規定する(□第11条の命令 □第19条の過料処分)の対象となりますので、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時	年	月	日	午前	 午後 	時	分頃
違反場所	鹿児島市						
違反事実	□条例の規定(□質規定による □条例の規定(□質規定による □条例第12条の規 □条例第13条第1 し、又は同項の規 した。	年 第7条 □ 年 見定による 項の規定	三 第8条) 三 号 報告を ご ご 報告を ご ご こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	日付 に違反 日付 せず、又 立入調査	の警告に したこと の命令に は虚偽の を拒み、	ご従わなかったに関し、条例ご従わなかった対告をした。妨げ、若しく	第11条の こ。 は忌避
弁明の方法	弁明を記載した書面	jの提出					
弁明書の提出先		(開庁)	日の午前	8時30)分から -	午後5時15分	分までの間)
弁明書の 提出期限	年 ※期限までに弁明書					時 失います。	分
住所 (法人そ) 氏名 (法人そ) □弁明するこ	らて)、弁明書を提出しまの他の団体にあっては、主たる事材の他の団体にあっては、名称及びことはありません。 つ弁明します。	務所の所在地) が代表者氏名)				年	月 日
□提出期限。	までに、別途弁明書を	・提出しま	す。(※)			

※別途弁明書を提出する場合は、次の事項を記載した書面を提出してください。

- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 弁明に係る件名
- (3) 弁明の内容

告知 • 弁明 書交付控

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

あなたが行った違反行為は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)に規定する(□第11条の命令 □第19条の過料処分)の対象となりますので、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時		年	月	日	午前	午後	時	分頃	
違反場所	鹿児島市								
違反事実	規定による □条例の規定 規定による □条例第12 □条例第13	○ 三(□第 ○ 条の規定 条第15	年_ 7条 □ 第 年_ Eによる執 更の規定に	月_ 8条) 月_ 設告をせ	目付 に違反 目付 せず、又 な入調査	の警告に したこと の命令に は虚偽の を拒み、	に関し、条例: (従わなかった に関し、条例: (従わなかった) 報告をした。 妨げ、若しく 若しくは虚偽	。 第11条 。 は忌避	きの
弁明の方法	弁明を記載し	た書面の)提出						
弁明書の提出先			(開庁)	日の午	前8時3	30 分から	午後 5 時 15 分	までの	間)
弁明書の 提出期限	※期限まで						時 たいます。	分	
住所 (法人その 氏名 (法人その 日介明するこ 日次のとおり	の他の団体にあっては、 の他の団体にあっては ことはありませ か弁明します。	主たる事務所、名称及び代	での所在地) 表者氏名)				年	月	日
□提出期限す	とでに、別途弁	明書を携	昆出します	0					

上記のとおり告知・弁明書の交付を受け、これを受領しました。

命令書

違反日時		年	月	日	午前	午後	時	分頃	
違反場所	鹿児島	市							
	住(法人その他の	団体にあっては、	戸斤 主たる事務所の所在地)						
違反者	氏 (法人その他の	団体にあっては	名 、名称及び代表者氏名)					
	生	年	月 日			年	月	日生 (歳)
	電	話	番号						
	店	舗の	名 称						
違反行為に 係る店舗	所	在	地						
и Фин	電	話	番号						
違反事実	鹿児,禁止	島市客引 区域(以	下「禁止区	禁止に 域」と	ご関する条 :いう。) l	:例第6条 こおいて、	に規定する	5客引き行為等 こ。□行わせ7	
			禁止区域内 客引き行為						
命令事項	上記違	反事実に	記載の行為	を中止	こし、今度	、同様の	行為を行わ	っないこと。	
あなたは、鹿	児島市客	:引き行為	等の禁止に	関す	る条例の規	見定(□第	97条 □第	88条)に違原	対した

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定(**山**第7条 **山**第8条)に違反したことについて、_____年___月___日付の警告に従わず、更に同様の違反行為を行ったため、同条例第11条の規定に基づき、上記のとおり命令します。

鹿児島市長印

教示

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に鹿児島市を被告として(鹿児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

留意事項

- 1 この命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)等の公表及び同条例第19条の規定に基づく過料(5万円以下)の対象になります。
- 2 あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この命令を受けたことについて、必ず雇用者に知らせてください。

第号年月日

命令書交付控

違反日時	左	Ē.	月	目	午前	•	午後	時	È	分頃	
違反場所	鹿児島市										
違反者	住 (法人その他の団体にあっ 氏 (法人その他の団体にあ		名								
	生年電話	月 番	号				年	月	日生	Ξ (歳)
違反行為に	店舗	の名	称								
係る店舗	電話	在 —— 番	地 号								
違反事実	□条例第7名 鹿児島市名 禁止区域 (□客引き □条例第8名 禁止区域	客引き行 (以下 □客待 条(禁』	f為等の勢 「禁止区域 ち □勧記 上区域内に	禁止に成」と誘 □こおけ	関する。 いう。) 勧誘待 る客引	条 を に 。 き 行	削第6条 おいて、 行為を _「 為を用	に規定す (□行っ いた営業	た。 ロ た。 ロ 禁止	行わせ)	
命令事項	上記違反事第										
あなたは、鹿 ことについて、 同条例第11条		F]日作	寸の警	告に従	わす					
						鹿	児島市長	Ē			
上記のとおり命	1令を受け、こ	これを受	受領しま	した。	今後に	t,	同条例	に違反す	る行為	を行い	ません。
署名											

備考

印

報告要求書

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に必要である次の事項について、書面による報告を求めます。なお、この報告要求に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、条例第19条第1項第2号の規定に基づく過料(5万円以下)の対象となります。

	(1)氏名、住所などを確認できる書類	
	□運転免許証の写し	
	□キャッシュカード(クレジットカード)の写し	
	□健康保険証の写し	
	□氏名・住所を確認できる何らかの書類	
	□その他()
	(2)客引き行為等に係る事実関係を確認できる書類	
報告を求める	□従業員名簿の写し	
事項	□営業許可証の写し	
	□業務マニュアルの写し	
	□土地・建物に係る賃貸契約書の写し	
	□チラシ・ビラの写し	
	□その他()
	(3)その他の書類	
)
)
報告の方法	書面による提出	
報告書の 提出期限	年 月 日 午前 · 午後 時 分	
報告書提出先 (担当課)	(平日の午前8時30分から午後5時15分	分までの間)

第 号

鹿児島市客引き行為等対策指導員証

写真

所 職 氏 名 生年月日

上記の者は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則第8条第1項に規定する鹿児島市客引き行為等対策指導員であることを証明する。

年 月 日

鹿児島市長

囙

(裏)

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則(抜粋)

(客引き行為等対策指導員)

- 第8条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第12条の規定による報告の徴収、条例第13条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、鹿児島市客引き行為等対策指導員(以下「指導員」という。)を置く。
- 2 指導員は、市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の事務を行うときは、鹿児島市客引き行為等対策指導員証(様式第 10号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦5.3センチメートル、横8.8センチメートルとする。

第 号

身分証明書

写真

所 職 氏 名 生年月日

上記の者は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第13条第2項の規定による立 入調査等を行う職員であることを証明する。

年 月 日

鹿児島市長

囙

(裏)

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

- 第13条 市長は、第9条の規定による指導、第10条の規定による警告及び第11条の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、職員に、違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせること(以下「立入調査等」という。)ができる。
- 2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (罰則)
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第11条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第12条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第13条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者 (両罰規定)
- 第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人 又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても同条の過料を科する。

備考 大きさは、縦5.3センチメートル、横8.8センチメートルとする。

公表通知 · 意見陳述書

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

印

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)第14条第1項及び鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則(令和5年規則第 号)第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。この公表について、条例第14条第2項の規定に基づき、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えます。

	氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)								
	公表の原因となる事実								
公表しよう	□条例第7条に違反したことに関し、条例第11条の規定に基づく年 月日付の命令に従わず、更に同様の違反行為(□客引き □客待ち □勧誘 □勧誘待ち)行為を(□行った。 □行わせた。)								
とする事項	□条例第8条に違反したことに関し、条例第11条の規定に基づく年 月日付の命令に従わず、更に同様の違反行為(客引き行為を用いた営業)を行った。								
	違反行為に係る店舗の名称								
	違反行為に係る店舗の所在地								
意見陳述等 の方法	意見を記載した書面及び証拠書類の提出 ※口頭による意見陳述を行う場合は、担当課へ事前に連絡してください。								
意見書の 提出先	[担当課] (平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)								
意見陳述等 の期限	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分 ※期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述等の機会を失います。								
鹿児島市長	宛て 年 月 日								
以下のとお	おり、意見書を提出します。								
住所(法)	人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)								
氏名 (法)	人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)								
□意見陳遠	述等はありません。								
□次のとは	おり意見します。								
□提出期限	限までに、別途意見書を提出します。(※)								

※別途意見書を提出する場合は、次の事項を記載した書面を提出してください。

- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見陳述等に係る件名
- (3) 意見内容

公表通知·意見陳述書交付控

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)第14条第1項及び鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則(令和5年規則第 号)第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。この公表について、条例第14条第2項の規定に基づき、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えます。

	氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地))							
	公表の原因となる事実								
公表しよう	□条例第7条に違反したことに関し、条例第11条の規定に基づく年 月日付の命令に従わず、更に同様の違反行為(□客引き □客待ち □勧誘 □勧誘待ち)行為を(□行った。 □行わせた。)								
とする事項	□条例第8条に違反したことに関し、条例第11条の規定に基づく年 月日付の命令に従わず、更に同様の違反行為(客引き行為を用いた営業)を行った。]							
	違反行為に係る店舗の名称								
	違反行為に係る店舗の所在地								
意見陳述等 の方法	意見を記載した書面及び証拠書類の提出 ※口頭による意見陳述を行う場合は、担当課へ事前に連絡してください。								
意見書の 提出先	[担当課] (平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)								
意見陳述等 の期限	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分 ※期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述等の機会を失います。								
鹿児島市長	宛て 年 月 日								
以下のとお	39、意見書を提出します。								
住所(法)	しその他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)								
氏名 (法,	人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)								
□意見陳遠	述等はありません。								
□次のとは	おり意見します。	_							
		_							
□提出期限	限までに、別途意見書を提出します。								

上記のとおり、公表通知・意見陳述書の交付を受け、これを受領しました。

Em Cho / AA	211 6 217	
署名		

様式第14 (第11条関係)

	意見陳述聴取書							
陳	住	所	(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)					
者	氏	名	(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者氏名)					
件	: 名	1						
記	録	者	所属 氏名					
並	会	人	所属 氏名					
			意見內容					

私の意見内容は、以上のとおり間違いありません。

年 月 日

所有者等通知書

住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

印

さて、あなた ている次の者」という。)第 の氏名等を つきましては	が所有(貸付又は管理を含む。) が、鹿児島市客引き行為等の禁止 第11条に規定する命令に違反し 年月日代 、同条例第15条の規定に基づき	している土地又は建物を店舗等の場所として使用 に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条 たため、同条例第14条第1項の規定に基づき、
公表された事項	月日付の命令に □客待ち □勧誘 □勧誘待ち □条例第8条に違反したことに	関し、条例第11条の規定に基づく年 従わず、更に同様の違反行為(□客引き o)行為を(□行った。□行わせた。) 関し、条例第11条の規定に基づく年 :従わず、更に同様の違反行為(客引き行為を用
店舗等が所 在する土地 又は建物の 名称及び 所在地	(建物の名称) (土地又は建物の所在地) 鹿児島市	
	さて」のつ内 さて」のつ内 でいと氏き容 、るい名ま等 あ次う等しに が土物 びれなの。)をてつ が土物 びれた者 9 はい	ている次の者が、鹿児島市客引き行為等の禁止 という。)第11条に規定する命令に違反し の氏名等を

過料処分決定通知書

住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

様

鹿児島市長

印

あなたは、次のとおり鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)の規定に違反したため、条例第19条の規定に基づき、<u>金円の</u> 過料に処することを決定しましたので通知します。

違反日時		年	月	目	午前	• 2	午後	時	分頃
違反場所	鹿児島市								
違反事実	□条例の規定 定による (□客引き □条例第12章 □条例第13章 は同項の規定	年 □ 客待ち 条の規定 条第1項	月_ っ □ 勧誘 による執 「の規定に	目付 □ 勧誘 B告をせ こよる立	の命令(待ち) ず、又(入調査	こ従 ^注 行為 は虚(を拒 ²	わず、更に っを (□行~ 偽の報告を み、妨げ、	・同様の違った。 □ ない した。 若しくは	を できます できます できます できます できます できます できます できます

教示

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に鹿児島市を被告として(鹿児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

過料処分決定通知書交付控

任所	(法人 ての他の団体にあっては、王たる事務所の所任地)
氏名	(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

鹿児島市長

様

あなたは、次のとおり鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例(令和5年条例第42号。以下「条例」という。)の規定に違反したため、条例第19条の規定に基づき、<u>金円の</u>過料に処することを決定しましたので通知します。

違反日時		年	月	日	午前	•	午後	時	分頃
違反場所	鹿児島市								
違反事実	□条例の規定 定による (□客引き □条例第12章 □条例第13章 は同項の規	型客待ち 条の規定 条第1項	月_ っ □ 勧誘 による執 の規定に	日付 □勧誘 B告をせ こよる立	の命令(i待ち) ず、又(入調査:	に 行 は を 指 を 指	Ěわず、更 為を(□行 虚偽の報告 Ēみ、妨げ	に同様の遺 うった。□ をした。 、若しくば	を受行為 行わせた。) は忌避し、又

上記のとおり、過料処分決定通知書の交付を受け、これを受領しました。

署名		